

図書館長の司書資格廃止 学校との連携や情報化に

—生涯学習審 地方分権で答申—

98.9.26.
日本教育新聞

公表した社会教育分科審議会の「中間まとめ」をほぼ踏襲しており、基本的変更はない。

答申は地方分権や規制緩和の推進と、地域の特徴に応じた社会教育行政を推進していくための公民館運営審議会を任意で設置する②公民館長の専任規定の緩和など公民館、博物館の設置基準を弾力化する③国庫補助を受ける場合の図書館長の司書資格要件の廃止などを提言した。

公民館運営審議会は社会教育法二十九条で設置が義務づけられているが、その構成委員は学校関係者や社会教育関係団体の代表らに偏る傾向にあり、結果的に選出範囲が狭くなっているとの事態が現出している。今後は地域の実情や住民意思を公民館運営に反映させる観点から、同審議会の任意設置を求めた。

また「公民館の設置及び運営に関する基準」に基づいている公民館長の専任規定は緩和することが適当とした。特色ある公民館活動を展開するためには、幅広い人材を確保する必要があるとの判断によるもの。

生涯学習審議会（吉川弘之会長）は十七日、「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方」について有馬朗人文相に答申した。本年三月、同審議会が

図書館法十三条では、国庫補助を受ける図書館の館

長は司書資格を持つ者と規定されている。しかし、今後は公共図書館の情報化や学校図書館との連携、地域の実情にそった図書館の運営が求められ、そのためには司書資格を持たなくても多様な人材登用が適当とし、十三条規定の廃止を指摘した。

一方、今後地方分権がさらに促進されることに伴い、社会教育行政への住民参加を重視する観点から、社会教育委員、図書館協議会の委員構成、委嘱手続きの簡素化なども盛り込んだ。

文部省は答申を受け、次期通常国会に社会教育法など改正案を提出する。